

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正)
第1条 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(軽微な変更等)</p> <p>第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う<u>廃棄物処理施設等</u>における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は<u>ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力</u>(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う変更</u>(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)</p>	<p>(軽微な変更等)</p> <p>第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う<u>廃棄物処理施設</u>における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、<u>法</u>第14条第6項、<u>法</u>第14条の4第6項又は<u>法</u>第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力(当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のもの)の変更であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>廃棄物処理施設の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う変更</u>(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)</p>

(周辺区域)

第4条 条例第2条第11号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第12号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 周辺区域内の水域(廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水利権者

(事業計画書)

第6条 略

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日

(3)及び(4) 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図

(2)及び(3) 略

(4) 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地(以下「計画地」という。)の付近の見取図

(5) 略

(6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図

(7)及び(8) 略

(周辺区域)

第4条 条例第2条第10号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第11号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 周辺区域内の水域(廃棄物処理施設からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水利権者

(事業計画書)

第6条 略

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 廃棄物処理施設の作業の時間帯及び作業を行わない日

(3)及び(4) 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図

(2)及び(3) 略

(4) 廃棄物処理施設の設置予定場所の土地(以下「計画地」という。)の付近の見取図

(5) 略

(6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図

(7)及び(8) 略

(9) 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書（積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書）

(10) 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類

(11) 略

（広告の方法等）

第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1) 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者（以下「事業者」という。）の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2)～(5) 略

2 略

（処理状況の報告方法等）

第21条 条例第25条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による閲覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) 略

2 略

3 条例第25条第2項に規定する書類は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について作成するものとする。

4 略

5 条例第25条第3項の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

（周知等の手続に係る適用除外施設）

第24条 条例第40条に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設等は、移動することができるように設計された廃棄物処理施設等のうち次に掲げるものを除く施設とする。

(1)及び(2) 略

（書類等の提出部数及び提出機関）

(9) 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書（積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書）

(10) 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類

(11) 略

（広告の方法等）

第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1) 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者（以下「事業者」という。）の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2)～(5) 略

2 略

（処理状況の報告方法等）

第21条 条例第25条第1項の規定による報告及び閲覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) 略

2 略

3 条例第25条第1項に規定する書類は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について作成するものとする。

4 略

5 条例第25条第2項の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

（周知等の手続に係る適用除外施設）

第24条 条例第40条に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設は、移動することができるように設計された廃棄物処理施設のうち次に掲げるものを除く施設とする。

(1)及び(2) 略

（書類等の提出部数及び提出機関）

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通（第21条第2項に規定する処理状況報告書にあつては、正本及び副本各1通）を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所に提出しなければならない。

2 略

様式第1号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画を提出します。

廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由	
廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃棄物処理施設等の処理能力	
廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要	
略	
廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日	
略	

注 略

添付書類

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通（第21条第2項に規定する処理状況報告書にあつては、正本及び副本各1通）を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所に提出しなければならない。

2 略

様式第1号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画を提出します。

廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由	
廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類	
廃棄物処理施設の設置場所	
廃棄物処理施設の処理能力	
廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	
略	
廃棄物処理施設の作業の時間帯及び作業を行わない日	
略	

注 略

添付書類

- 1 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
- 2 及び 3 略
- 4 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地の付近の見取図
- 5 略
- 6 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図
- 7 及び 8 略
- 9 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書（積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書）
- 10 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類
- 11 略

様式第 2 号（第 7 条関係）

周知計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

廃棄物処理施設等の種類	
略	

注 略

様式第 3 号（第 11 条関係）

意見書

年 月 日

様

郵便番号

- 1 廃棄物処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
- 2 及び 3 略
- 4 廃棄物処理施設の設置予定場所の土地の付近の見取図
- 5 略
- 6 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
- 7 及び 8 略
- 9 廃棄物処理施設の処理能力を明らかにする設計計算書（積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書）
- 10 廃棄物処理施設の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類
- 11 略

様式第 2 号（第 7 条関係）

周知計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

廃棄物処理施設の種類	
略	

注 略

様式第 3 号（第 11 条関係）

意見書

年 月 日

様

郵便番号

住 所
提出者 氏 名
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第11条の規定
により、次のとおり意見を述べます。

対象とする	略
事業の概要	廃棄物処理施設 等の種類
	廃棄物処理施設 等の設置場所
略	

注 略

様式第 5 号 (第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第14条の規定
により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
略	

注 略

添付書類 略

様式第 6 号 (第15条関係)

実施状況報告書

住 所
提出者 氏 名
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第11条の規定
により、次のとおり意見を述べます。

対象とする	略
事業の概要	廃棄物処理施設 の種類
	廃棄物処理施設 の設置場所
略	

注 略

様式第 5 号 (第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第14条の規定
により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設の種類	
廃棄物処理施設の設置場所	
略	

注 略

添付書類 略

様式第 6 号 (第15条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第16条第3項
の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
略	

注 略

添付書類 略

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条第1項
の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ま
す。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
略	

注 略

様式第10号(第20条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第16条第3項
の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設の種類	
廃棄物処理施設の設置場所	
略	

注 略

添付書類 略

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条第1項
の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ま
す。

廃棄物処理施設の種類	
廃棄物処理施設の設置場所	
略	

注 略

様式第10号(第20条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止した
いので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の
適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第22条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
略	

注 略

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止した
いので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の
適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第22条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
略	

注 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後										改正前									
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)																			
個別事務員に係る事務処理権限																			
所 属 名	事 項 種 類 内 容		事務処理権限の区分										地方機関の 長の名称						
			専 決 権 者					委 任 決 断 権 者											
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長							
略																			
循環 型 社会 推進 課	略		28	同条例第25条第 1項又は第31項の 規定による処理状 況報告書の受理又 は当該報告書の公 表															総合事務所長
略																			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第59号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。